

平成22年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年9月2日 (木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月2日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 企画情報 課長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓		
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼 住民課長	犬飼 博初
		次長兼 保険医療 課長	上田 実	次長兼 高齢介 護課長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	健康推進 課長	能島 頼子
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 土木農 政課長	西川 和彦
		まちづくり 推進課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	部長	佐野 宗夫	下水道 課長	絹川 靖夫
		水道課長	伊藤 満		
	消防本部	消防長	山内 巧	総務課長	浅野 睦
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	部長	加賀 松利
		生涯学習 課長	川合 保		
委員長 及び委員	代表 監査委員	平野 正雄			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会 事務局	局長	松岡 英雄	書記	橋本 浩之
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	9 番	黒 川 勝 好	1 0 番	菊 地 久

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 総務民生常任委員会の所管事務調査の結果報告
- 日程第5 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第6 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第54号 表彰について
- 日程第11 議案第55号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第56号 蟹江町野外活動センター設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第57号 河川法二級河川（小切戸川）の指定の変更について
- 日程第14 議案第58号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第59号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第60号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第61号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第64号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第65号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 認定第1号 平成21年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第2号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第3号 平成21年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第4号 平成21年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第5号 平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第6号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第7号 平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出

決算認定について

- 日程第29 認定第8号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第9号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第10号 平成21年度蟹江町水道事業決算認定について
- 追加日程第32 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第33 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第34 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第35 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第36 議案第58号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成22年第3回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、志治まちづくり推進課長、能島健康推進課長より入院の際のお礼と、鈴木企画課長より葬儀の際のお礼がしたい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

私ごとで大変恐縮でございます。過日、入院の折は議員の皆様並びに蟹江町議会から過分なるお見舞いをいただき、ありがとうございました。

今回の入院で、本当に健康が一番、何よりだということを感じました。今は幸いにして無事退院もできまして、仕事にも復帰することができました。

今後におきましても、健康には十分留意して職務に専念したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。貴重なお時間、どうもありがとうございました。

○健康推進課長 能島頼子君

このたびは議会よりお見舞いをいただき、どうもありがとうございました。

私ごとではありますけれども、椎間板ヘルニアのオペをするために8月6日からお休みをいただきまして、無事昨日より復帰をしました。

今後とも健康には注意して頑張っていく所存でございますので、どうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

議長のお許しをいただきましたので、この場をおかりして一言お礼を申し上げます。

過日、母の通夜、葬儀に際しまして、ご多忙中にもかかわらずご弔問、ご会葬賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

○議長 伊藤正昇君

お手元に議会運営委員会からの報告書、議事日程、所管事務の調査報告書及び蟹江町野外活動センターの解体についてが配付されております。

伊藤俊一君より葬儀のため遅刻するという申し出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これより平成22年第3回蟹江町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には橋本浩之君を指名いたします。

ここで、去る8月26日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

おはようございます。

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

去る8月26日木曜日でございますが、午前9時より各委員全員出席のもと開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告を申し上げます。

1番目でございますが、会期の決定について。

本定例会の会期は、本日9月2日木曜日から9月24日金曜日までの23日間といたします。

2番目、議事日程については、本日2日が初日でございます。議案上程、付託・精読の後、追加日程により4件の人事案件と1件の先決議案を審議・採決し、その後、全員協議会、議員総会を行います。

3日金曜日でございますが、2日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

6日月曜日午前9時から総務民生常任委員会を開催します。付託案件といたしましては、議案第54号、第56号の2案件の審査を行います。

午後1時30分から防災建設常任委員会を開催いたします。付託案件は、議案第55号、第57号の2件の審査を行います。

9日木曜日は一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で会議をいたします。

10日金曜日は、9日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

14日火曜日は決算審査を行います。

15日水曜日は、14日に終了しなかった場合に引き続き行います。

22日水曜日は、本会議で委員長報告、議案審議・採決をいたします。

そして、24日は予備日といたします。

以上が9月定例会の議事日程でございますので、よろしく願いいたします。

3番目、人事案件について。

「同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について」、「同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、「同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、「同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の4件の人事案件は、本日追加日程により審議・採決を行います。

4番目、先決議案についてでございます。

「議案第58号 蟹江町一般会計補正予算（第2号）」は、本日追加日程により審議・採決をいたします。

5番目、決算審査についてでございますが、審査の方法は先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

(2) 歳出につきましては、款ごとに審査し、質疑はそれぞれ1人3回までといたします。

(3) 特別会計、水道事業会計につきましては、会計ごとに1人3回までといたします。

6番目、総務民生常任委員会の所管事務調査の結果報告についてでございます。

閉会中に開催されました総務民生常任委員会の所管事務調査結果の報告を本日、総務民生常任委員長に行っていただきます。

7番目、意見書等についてでございます。

6月定例会で継続となっております次の(1)から(4)までの意見書及び(5)から(8)までの意見書の取り扱いにつきましては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議を行います。(5)から(8)まではぜひお目通ししてくださるようお願いをいたします。

最後、8番目、その他についてでございます。

議事日程の説明の際にも申し上げましたが、全員協議会終了後、議員総会を開催いたします。

(1) 議会改革について

(2) 学区の再編成について

(3) 町村合併について

を協議することになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、町側に対して、1、高齢者の生存確認、100歳以上の実態、2、今夏、ことしの夏の熱中症の状況、3、防犯について等について、行政報告を求める提案がありまして、議長から町長に申し入れをすることといたしました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

(7番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番黒川勝好君、10番菊地久君を指名いたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間としたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は23日間と決定いたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第3 「行政報告」を行います。

○町長 横江淳一君

それでは、議会の貴重なお時間をいただきまして、議会運営委員会で申し入れがございました、我々もいつの機会にこれをということで、ある程度の資料はそろえておったわけですが、報告の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

3点プラス1点も我々行政報告させていただきたいと思っておりますので、しばらくお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

まず、議員の皆様方から大変ご心配をいただいております3点につきまして、順に申し上げていきたいというふうに思っております。

まず、1番目でありますけれども、今全国で大変マスコミで騒がれております、戸籍上存在をしてみえるが確認がとれていない、そういう数の高齢者の方はどうなんだと。その実態であります。

8月30日末現在の調査でありますけれども、戸籍だけ蟹江町にあります100歳以上の方は実は7名お見えになりました。そのうちの最高齢者は明治25年生まれの117歳の男性となっております。ただ、戸籍の付表には中村区とだけの記載がございました。中村区役所のほう等々問い合わせをいたしまして、その方の住所の追跡をさせていただきましたが、回答はございませんでした。追跡は不可能ということでした。

また、そのほか6名の方は、いずれも付表には住所等の記載が全くございません。戸籍上の住所を当たっても確認は不可能でございました。

こういったことが生じた原因等々につきましては、マスコミ等にも報道がございましたが、戦争だとか、海外移住だとか、それから行方不明で死亡届けが提出をされていなかった等々のことが考えられるというふうには思っておりますが、これも定かではございません。

この戸籍につきましては、住民記録とは当然異なる状況が多いわけでありまして、年金や人口統計等々には影響は全く及ぼしておりません。この7名の方につきましては、法務局と協議の上、適切に対応させていただきたい。ちなみに、今現在蟹江町で100歳以上の方は、住民記録に載っている方は21年度で6人、22年度では7人、合計13人、この方は所在もはっきりしておりますし、生存もわかっております。当然これは年金記録等々にも影響を及ぼす方でありまして、生存してみえる方で住基に載って見える方につきましては、きちっと蟹江町としては把握をさせていただいておりますので、ここにご報告を申し上げたいというふう

うに思っております。

2番目であります。これも連日、1891年から統計をとって113年目以来の名古屋では熱帯夜が40日以上続いているという記録づくめの、これは名古屋だけではなく全国もすべてそうであります。

熱中症で搬送された人数はどれぐらいなのかなということで、我々も調べさせていただきました。35度以上の猛暑が何日も続いておりますと、当然これ、日中だけではなくて夜も熱中症の危険があります。全国的にも急増しているわけでありませけれども、全国ではちなみに、これも8月29日現在でありますけれども、熱中症による救急搬送4万6,728人という報告がありました。昨年度、これは9月末でありますけれども、1万2,971人。比較いたしましても3.6倍強増加をいたしております。特に、愛知県では15日間の猛暑日を記録するというので、愛知県では3,540人の方が救急車で救急搬送されておまして、東京都が3,663人、東京都に続いて全国第2位の搬送の記録になっておるそうであります。

当蟹江町におきまして、昨年度は救急搬送2名でございました。ことしは既に、8月29日現在11人です。ちなみに、31日に2人搬送されておまして13人ということになります。ただ、幸い重篤者ではございませんので、軽症でありましてすぐお家へ帰られてみえている。胸をなでおろしている状況でありますけれども、まだまだこの熱帯夜が続くのではないかと、太平洋高気圧の力が全く弱まらないということで、9月の半ばぐらいまではこの状況が続くのではないかとすることに思っておりますので、水分補給を十分こまめに行ってくださいまして、議員各位にも十分熱中症にはお気をつけをいただきますように、お願いをいたしたいと思います。

町といたしましても、そのところはきちっと把握をさせていただき、十分フォローさせていただくつもりでございます。

3点目ですけれども、蟹江町は昨年来大変物騒な町ということで、非常に嫌なレッテルを張られております。我々も蟹江署と連携をとりながら、解決しない事案が二、三件あるわけですけれども、町民が先般もタウンミーティングを行ったときでも不安を述べられました。一体全体蟹江町の防犯はどうなっておるんだということで、これは蟹江署等々とも連携をとりまして、いろいろな方策を考えております。今、捜査状況をこの場所で述べるというのは大変不適切でありますので、知り得た状況、ここでお話しができる状況だけを簡単にお話をさせていただきなど、こんなことを今思っているわけですが、まず、昨年度、蟹江町地内で重要事件、21年5月2日に起きました殺人凶悪犯でありますけれども、この件につきましては、遺留物等々の追跡調査も今もやっておりますし、懸賞金をかけて犯人追跡を、蟹江署それから愛知県警ともどもほかの警察にも呼びかけて情報提供を今やっておるそうであります。パトロールも十分これは増やしまして、蟹江町の全町域を重点的に今回っていただいているという報告を警察のほうから受けております。

また、学戸7丁目地内におきまして、これも凶器の強盗致傷事件でありますけれども、これは、昨年度でありますけれども、ことし、平成22年2月28日に起こった事件であります。この被害者の方が亡くなったんじゃないかといういろいろな報道もありましたけれども、これは全くガセでありまして、きちっと生存もしております、元気に生活をしておみえになります。

ただ、犯人像、それから不審車両等々の捜査を今やっておるわけでありますけれども、まだこれも、先ほどの5月に起きた凶悪犯と一緒に、捜査をしておるんでありますけれども、不審者に到達するような情報はまだ入っていないということでもあります。

一応、蟹江警察における抑止対策といたしましては、特別捜査班を今、編成をして特別警戒をやっておるそうであります。特に、当直員によります捜査、夜間警戒活動を重点として、パトカーの警ら等々も重点的にやっておるそうです。毎月8日、18日、28日、これを重点日ということで今、蟹江全土を特別警戒をしておみえになります。

また、近鉄蟹江駅周辺の強化ということで、毎月6日、それから16日、26日に、近鉄駅前にミニパトを駐留をさせておまして、1日に4回であります。本町地区を中心に警戒パトロールを強化しているということでございます。また、駐輪所近くに蟹江町が設置いたしました防犯カメラ等々も今作動いたしておりますし、また、近々防犯カメラを増設する予定ではありますが、これは実は住民監視という問題がありまして非常に難しい。慎重にこれは設置をしていきたいな、こんなことを思っております。

あと、蟹江町といたしまして、蟹江町の自主防犯パトロール隊の方にも協力を仰いでおりますし、また県警本部のパトネットあいちというところにも、平成21年5月から22年7月までの身近な情報等々も蟹江署から配信手続を今実施をいたしておるとい、こういう報告をいただいております。

当蟹江町といたしましては、22年度から実施をしております防犯啓発活動でありますけれども、5月より月6回、これは5日、10日、15日、20日、25日、30日。ただし土曜日の場合は前後になりますけれども、青パトによります青色防犯パトロールを今現在も継続実施をいたしております。

いずれにいたしましても、各自治体にも協力を呼びかけておりますけれども、各町内会の皆様方にも、地域が明るくなるような防犯灯の設置、それから地域の警戒体制、自主防犯体制と連絡をとりながら、今後も啓発運動を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞ議員各位の皆様方にもご協力のほど、よろしく願いをいたしたいというふうに思っております。

4点目であります。平成22年度の中学生海外派遣交流事業の報告であります。また、きちっとした報告がまとまり次第、冊子で議員各位にはお配りをさせていただきますが、これで3回目となります中学生海外派遣交流事業であります。

実は、今年度は初めてでありますけれども、ことしは変則的に3月に町制120周年の記念事業といたしまして、アメリカのイリノイ州マリオン市と姉妹都市提携をいった関係上、ことしは2回目になりますけれども、今年度は初めての派遣であります。8月22日から8月28日までの7日間、政策推進室長、これは鈴木企画課長がお身内の葬儀のために、急遽政策推進室長が団長として、職員5人と中学生12人で、シスターシティーでありますアメリカ・マリオン市へ交流訪問に行っていました。

到着後、5月8日に、マリオン市から商工会議所の方、それからシビックセンターの責任者の方、お2人の方が蟹江町にお見えになりました関係上、非常に大歓迎のムードの中、ホストファミリーの歓迎を受けまして、それぞれホームステイに向かい、4日間ホストファミリーの皆さんに大変お世話になりました。中学生につきましては、当日の翌日から1日半、マリオン市のジュニアハイスクール、14歳から18歳までが——ごめんなさい、ジュニアハイスクールですから、その下であります——温かい歓迎のもと学校生活を送ってまいりました。

その後、現地法人でありますアイシン精機の工場見学だとか、それからリンカーン博物館がございます州都でありますスプリングフィールドの見学等々、そして交流事業も熱心に行っていたございまして、マリオン市の教育長から、来年はマリオン市のハイスクール、これは14歳から18歳までのハイスクール生徒を12名ほど派遣したい旨の言葉をいただき、訪問時期などの最終的な調整を今後詰めていくことになりました。

もう一つ、木の花でございますキンモクセイをマリオン市に送っていただきたいということが5月8日に申し出がありまして、これも今アメリカの農務省、それから愛知県の農業試験場等々とも植物検疫の関係がございますので、今調整をしております、日本から簡単に持ち出すことができない、こういうこともございますが、ただ、このことにつきましては、桜はだめでありますけれども、キンモクセイは可能であるのではないかと、今この調整も進め、何とかキンモクセイの苗木をマリオンに送って、マリオンのシティーホールの周りに植樹をしたいなということも申しました。

今後、お互いの相互協力が固められることによって、蟹江町も国際化のやっとなり第一歩が踏めたのではないかな、こんなことがございます。またきちっとした報告書がまとまり次第、議員各位の皆様方にはご報告を申し上げたいというふうに思っております。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長 伊藤正昇君

これで行政報告を終わります。

(「議長、関連のお尋ねをしたいんですけれども」の声あり)

行政報告では質問はないはずだったん……

(「熱中症対策なんですけど、質問ではありませんけれども」の声あり)

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。小・中学校の体育祭に関連する問題です。

熱中症ですね。町民から大変心配して、ぜひ議会で状況を聞いてほしいと言われております。先々の一般質問、その他は全然予定しておりませんので。

小・中学校の体育祭、もう日程もお知らせいただきまして、9月に入ると当然準備の練習を始めるわけですね。ところが、予報ではこの1週間ぐらいまだ大変暑い日が続くという予報がありますので、熱中症対策を小中学校でどういうふうにお考えになって注意をされているかが1つ。

それから、体育祭というのは、体育の日は10月10日とされているんですが、大体9月20日前後に蟹江町は例年やっておりますね、大変暑いことはわかっているんですが、愛知県下とか海部郡とか、どういう状況で9月20日前後になっているか、この2つをご説明をもしただければ、教育長さんかどなたかお願いしたいと思うんです。

○教育長 石垣武雄君

本当にことしは暑い日が続いております、当然きのうから学校が始まっておりますけれども、子供たちが早速、それこそ今おっしゃられたように運動会、体育祭の練習をということですが、まずご質問の1点目で、熱中症対策というのは、これは1学期もそうありますけれども、暑くなりますと子供たちには水筒という、これは小学生でありますけれども、持参をさせているというようなところであります。水分補給。それから、体育で外でそういう活動の場合においては、十分な子供たちの顔色を見ながら、観察しながら、そしてまた休憩等を取りながら、長時間の運動にならないように配慮をしているというようなところで、校長先生を中心として進めているというような状況であります。

それからあと、2点目ですが、9月20日ごろというようなところで、これは蟹江町の場合、中学校も小学校もそうですが、9月の20日から20何日、下旬のあたりまでのところで大体毎年実施をしております。以前は確かに10月10日が体育の日ということでありましたので、その前後ということもあつたんですが、授業時間数の関係とか、週5日制というあたりで前倒しになってまいりました。というのは授業時間数の関係がありまして、そういうふうで9月の下旬が大体一般的に、この海部地区も行われているというふうにとらえております。

蟹江町におきましては、神明社のお祭りが多分9月の下旬にあつたかなということを思っております。そうすると、そこにかかわってくる学校においては、子供たちも地域のそういう行事に参加するということで、蟹江小、学戸小あたりは9月下旬じゃなくて少し前、新蟹江は9月の下旬あたりというあたりで、学校が地域の事情とか、そういうことを勘案して9月の下旬あたり、20日前後になるかわかりませんが、設定をしているという状況であります。

ことし、例年そうですけれども、子供たち、長い夏休みを終えて、そしていきなり運動場でというのはなかなか普通の熱中症じゃなくても気分の悪くなる子供がおりますので、そういう面は十分配慮しながら進めていけたらということで、再度こうやってご意見というか、ご質問いただきましたので、学校のほうにもまたお伝えをしながら進めていけたらというふうに思っております。

○議長 伊藤正昇君

日程第4 「総務民生常任委員会の所管事務調査の結果報告」を議題といたします。調査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 山田邦夫君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○総務民生常任委員長 山田邦夫君

総務民生常任委員会の行った下記所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおりご報告をいたします。

去る7月1日木曜日、昨年度実施された経済危機対策臨時交付金などによる学校ICT環境整備事業の設置状況調査、及び学校耐震工事予定の状況を視察調査しましたので、ご報告いたします。

出席者は、議長、当委員会委員6名、委員外議員の2名の計9名。理事者側からは教育長、教育部長、教育課長、補佐と視察先の各学校関係者であります。視察先は、須西小学校、蟹江北中学校、学戸小学校、蟹江小学校です。

最初に、須西小学校へ参りまして、たくさんのこういう資料をいただきまして、学校ICT環境整備事業及びその関連機器の設置状況の概要説明を受けました。続いて、校内各教室、教員室を回り、地デジ対応テレビ、電子黒板、教育用コンピュータ、校務用コンピュータ、校内LANなどの設置状況の現場を視察しました。

その後、6年1組の電子黒板による英語の授業状況を参観しました。視聴覚教室で電子黒板を中心に丸く座ってやっている授業風景は、普通教室とは違う明るさと新しさを感じました。

続いて、北中、学戸小、蟹江小を巡回し、ICT配置状況及び耐震工事の予定または完了の状況を視察しました。学戸小では、委員から1階にあるサーバー機は水害などに備え、2階へ移すほうがいいのかという意見がありました。

全体を通じまして、学校ICTでは、教職員の研修を一層進め、学習マニュアルや資料の整備を進めることと相まって、機器の十分な活用と、それから児童・生徒の学習の充実、広くは学校運営の改善・充実がされるように期待します。

以上、報告します。

(3番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

○議長 伊藤正昇君

日程第5 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

お手元に配付の文書のとおり、平成22年11月4日、名古屋市で開催の愛知県町村議会議長会第62回定期総会に高阪副議長を派遣します。被表彰者として伊藤俊一君、山田邦夫君、林英子君、黒川勝好君、猪俣二郎君を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがってお手元の配付の文書のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第6 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部長 加賀松利君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

石垣武雄さんにつきまして、若干私選の弁を述べさせていただきたいというふうに思います。

議員各位ご存じのように、今経歴を部長のほうに申し上げさせていただきました。当然、教育現場の経験者として非常に高い知識と教養、見識をお持ちであります。そればかりでなくて、行政サイドに大変いろいろお力を尽くしていただいております。特に蟹江町がこれから推進を強化したい生涯学習、生涯スポーツに関しても、それと特に文化の面、須成祭りの映像保存等々につきましても大変お力添えをいただいております。特に、この3月からスタートいたしました生き生きかにエスポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブの創立に大変力を入れていただきまして、今順調にスタートをさせていただいております。教育委員としては大変ふさわしい方でありまして、適任者だというふうに思っております。

何とぞ皆様方のご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 伊藤正昇君

ここで石垣教育長の除斥を求めます。

(教育長除斥)

提案理由の説明が終わったので質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第2号は精読とされました。

ここで石垣教育長の除斥を解きます。

(教育長着席)

○議長 伊藤正昇君

日程第7 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ないし日程第9 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からも選任の理由を述べさせていただきたいと思います。

まず最初に、同意3号で申し上げました伊藤玲子氏でありますけれども、平成8年7月より、女性の代表ということで14年という長きにわたりまして固定資産評価審査委員会委員として尽力をいただいております。また、今紹介をさせていただきました箏曲の教師としてこの地域また地方自治体にも大変お世話になっておりまして、その指導力は大変評価をされています。また活躍が大変されているわけでありまして、この人柄から多くの生徒の方から慕われておりまして、だれとでも公平に私は接してこられた方だというふうに理解をいただいております。

今後こうした幅広い経験を生かし、また女性のきめ細かな視点から、納税者の代表として固定資産の審査を行っていただくというのは適切であるというふうに考えております。

また、関山和宏さん、この方は税理士として広く活躍をされております。見識も高く、人望も大変厚い方でありまして、また、平成12年3月より10年6カ月の期間にわたりまして、委員会委員として尽力をいただいております。

これまで提出があった審査申し出につきましても、税理士という知識を十分に発揮いたしまして、委員長としての的確に対応をいただいております。何とぞよろしく願いいたしたいと思っております。

また、最後の岩田肇さんでありますけれども、岩田肇氏は今回で固定資産委員の退任をされます高塚委員と同じ不動産鑑定士という職業の方でございます。申すまでもなく不動産鑑定士というのは土地の固定資産評価の根幹をなす職業であります。また、今後、審査の申し出があった場合でも、より専門的な知識、見地から審査をお願いできるものと考えており、

非常に心強く思っております。

こういうことから、3人の皆様方の選任を何とぞよろしくお願い申し上げ、選任理由を述べさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第3号ないし第5号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第3号ないし第5号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第10 議案第54号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。今、表彰についてお話されたわけですが、議員の町政功労者表彰、これ換算基準というのでここには1.000ということで、みなしということだけでいいということになっておるわけですが、ほかの職員さんとかそういうのはやはり1.幾つということで基準を超えなければその対象にはならないということになっておると思うんですね。

とかくよく世間で言われております議員が特権がいろいろあるということと言われるわけですが、これも一つの特権としてなっておるような気がするわけですね。例えば12年の表彰をいただくのならば、満了してから、だから来年の表彰のときに1.0幾つになってから表彰するのも一つの手ではないかと思うわけですが、これはこれからもこういう形で続けられるおつもりなのか、その点だけちょっと確認をさせてください。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。ちょっと私の説明が不足してございました。

実は蟹江町、こちらに見ていただきますように、町政功労者表彰及び礼遇条例という条例と表彰条例がございます。表彰条例のほうで表彰させていただきます方々については、今の換算規定というか、みなし規定が実はございません。こちらのほうの礼遇条例のほうにつきましては、議会議員の先生方と、そして町の常勤特別職について記載がございまして、

この2条のほうで6カ月以上の場合についてはみなして行うということになってございました。

現在まで、おっしゃられますように、ほかの方とのこともございまして、私どもはこの規定の正式な適用をさせていただいておらんかったわけですが、先回、実は大変申しわけございません。勇退される方やなにやらございまして、そのときに次年度にさせていただきましたところ、やはりちょっとご出席と内容のあれがよく伝わらなくて、ご出席をいただけなかったとか、そういったこともございまして、今回きちっと11月1日基準日のさらなるきちっとした徹底と、そして、この条例による規定の適用をきちっとさせていただきたいということで、今年度からこういった形で今後続けさせていただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第11 議案第55号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 山内 巧君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第12 議案第56号「蟹江町野外センター設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部長 加賀松利君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第13 議案第57号「河川法二級河川（小切戸川）の指定の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第14 議案第58号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○教育部長 加賀松利君

資料説明した。

○議長 伊藤正昇君

それでは、資料説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 林 英子君

この一般会計補正予算の11ページ子宮頸がんのところでお聞きをしておきたいと思います。一般的には、費用としては2万円、6万円という費用を新聞報道などもされていますし、私の持っている資料でも言っています。蟹江町は幾らの予防接種費用を1人幾らを見込んでいるのか。

そして、これは小学校6年生から中学3年生までの女子と言われておりますが、実績報告書を見ても、女子が何人かということがわかりません。蟹江町では6年生から中学3年生までやるのか、それとも何年生まで目標にやるのか。そして、一体この接種に何人ぐらい来る予定をして、この予算を組まれたのかお聞きいたします。

○民生部長 齋藤 仁君

お答えいたします。

子宮頸がんワクチンの費用助成の関係でございますが、蟹江町に現在対象とされる方は非常に多くございますが、接種予定をしておりますのは、今のところ小学校6年生から中学校2年生までの3学年の方を予定しております。その方の数でございますが、おおよそ600人程度お見えになっております。

その中の接種率として、初年度でございますので、おおよそ50%程度を見込んでおります。

そういった関係と、あと接種にはお1人3回必要なわけでございます。初回接種から1カ月おいてもう一回、次に、初回から半年おいてもう一回、合計3回ございます。それぞれ私ども見込んでおります費用は1回につき1万5,000円程度。それで合計4万5,000円程度かかるとはならないかという予測をしております。その中で3分の1程度ということで、1回につき5,000円を助成しようという意味で予算計上させていただいております。

これは、全国でも数がまだ少ないんですけども、蟹江町、ここらあたりでは先駆的に行う事業でございまして、国のほうでもまだ審議段階ということでございます。

ですから、早ければ来年23年度には国のほうから市町村に対しての補助金が出てまいりますので、そういったことも勘案しながら、まず22年度については半年間補正対応で先駆的に行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。野外活動センターの取り壊しに対しての件について質問いたしますが、今回の補正予算で、特に工事費ですね、撤去費について4,200万円近い予算を組んでおられるんですし、その内訳として、きょう詳細に資料を出していただいたわけでありませぬけれども、特にそこで質問をしたいんですが、更地にして返せということで、一方では町が必要とするもの、欲しいものについてはここに一覧表書いてありますけれども、それはこちらのほうで別途持ってこよう。それで、どこどこへこれを据えつけるんだというようなことが書かれてあるわけですが、まず第1に、全体を、木の数も書いてありますけれども、工事屋さん、まず工事をやるところが、とびだとか土木というように書いてあるんですが、私どもはまず建物などをやると大体が産廃業者、後で始末せにゃいけませんので産廃業者と土木業者と2つに工事のやり方はなるのかなというふうに思っておりましたところ、今回は土木ととびというふうに書いてありますが、その業者選定に当たっては産廃業者等が含まれて、きちんと整理ができるのかどうか、そういう扱いになるのかどうか第1点目。

それから、2つ目には、使いたいものは持ってきたいということで、キンモクセイを持ってきたり、カキの木持ってきたりするわけでありませぬけれども、その持ってくる時の費用ですね。費用はどういうような算出方法になっておるのか。業者の解体工事の中に入っておるのか、別途なのかわかりませぬし、それから使えるものとして、備品ですね、何年も使っておりますので使えるかどうかわかりませぬが、たしかあそこには卓球台もあったような気がしますし、その他スポーツに要するいろいろなものもあるんですね。それから、給食に使っております備品等、そういうようなものは必要でないという考え方で全部破棄だよと。持ってこられるものは、ここに書いてある一覧表だけだよと、こういうような解釈なのかどうか。その辺の内訳はどういうふうになっておられるのか。

それから、3点目には、ここに至る交渉経過なんですけど、7月の協議会のときにもる相手側の考え方、町の考え方を述べられた経過が書いてありますけれども、30年間使いまして、木も、私7月のときにキャンプへも参加させていただいたんですけども、すばらしく成長してもったいないなど。これただでもらえるんだから向こうはただでもらうときゃええがなと思ったわけですが、これからどこに貸すかわからない利用価値の問題で、更地にしておいたほうが貸しやすいと、こんなようなことで全部更地にして返す内容になっておりますが、例えば向こうの中里の組合が、そうはいつでも壊し賃をいただけるならば木は残しておいてちょうだいよと。今度借りるところが木があったほうがいいと思えばもうけもんですわ、組合側は。どうしてもとれといえはその金でやればいいもんですから、そんなようなことも考えられたらどうだったかなというふうに思うんですが、相手様があることでございますのでわかりませぬし、だから、例えば今回の予算書いてありますが、ふっくるめて例えば向こうの組合が解体から何からすべてうちでやりましようというような話になったときには総額、例えばこの金額正しいかどうかわかりませぬよ。ぽんと渡して、あんたのところで全部始末

したらどうだというような話というのはなされるものなのか、希望があるものかどうかなど。

この辺の3つについて、ちょっと長くなりましたけれども、お答えをいただきたいと、こういうように思います。

○生涯学習課長 川合 保君

まず、1点目の全体の工事に関することなのですが、産廃業者というお話でしたが、産廃のほうもともにできる業者というところで工事のほう考えております。解体にあわせて産業廃棄物第3のマニフェストのもとに産業廃棄物も廃棄できるるところというところで考えております。

2番目の移設費であります。備品とか給食の備品ということですが、備品につきましては、議員言われたとおりの30年たったものの備品がほとんどであります。卓球台等スポーツ用具もありますが、使えるものについては引き揚げていこうというふうに考えております。これについては工事費のほうには含めておりません。町の職員のほうで対応したいと思っております。

それから、3点目の解体費用をもらえるものならという、中里地区管理組合のほうでやるかということですが、話し合いのところにおきましても、すべて更地で返してほしいという一点張りでありましたので、こちらのほうで解体をするしかないというふうに理解しております。

以上であります。

○教育長 石垣武雄君

今、課長が申し上げたとおりであります。特に2番目の移設に関するものですが、これは私も全部今回の予算に入っているということで、あとそういう机とか、あるいは毛布とか、使えるもの、そういうものについては役場職員が車で行ってもらってくるというようなことで考えています。

特に、3番目の交渉経過についてであります。これは全員協議会でもお話をさせていただいたんですけども、向こうの三役さんとお話をした中で、三役さんの中にお1人、そういうようなお仕事を携わってみえる方があったんですが、ちらっとそのあたりもお話をしたんですけども、要は最終的には自分たち、そういう言い方しちゃいけませんけれども、一切かわりたくない。そういうような自分の土地が、例えばお金をもらってもそうです、壊すにしても、あるいは口をきくにしても、何しろこういうような条件があるから更地にしてくれということでありましたので、課長申し上げたとおりこちらでやらざるを得ないというような状況であります。

○10番 菊地 久君

正直言って、スムーズに話し合いがたって、感情も何もなければ結構でございますが、どこかの感情のもつれがありますと、幾らやってもまだ気に入らん、まだ気に入らんと言って

やらされると、後で物すごい高いものにまたなっしまいはしないかなと、こういう心配もあったもんですから申しあげましたが、向こうがどうしてもそういうことであるならば、特にどの程度までがどうなのかという申し合わせなのか、契約なのか、どうなるかわかりませんが、きちんとしておかないと、後でまたなんだかんだといちゃもん——いちゃもんと言ったら失礼かもしれませんが、なっちはいけないもんですから、その辺のところをどうなのかと、非常に心配しておりますので、この設計の段階、見積りの段階できちんと整理ができておるかどうかと、その辺のところはよろしいだろうか。

例えば今、聞きますところ、町の使いたいものを持ってきますね。例えばベンチを21個、日光川のウオーターパークだとか、またどこどこだとか。それから樹木やなんかでもカキの木を持ってくるとか、キンモクセイも21本ですか、こんなような感じで持ってくるものについての費用は、全部見積もりの中に入れておるという理解でよろしいですね。それを向こうでとって、車へ積んで、持ってきて、掘り起こして埋めましょと、こういう計算なんですね。

私もあまり土木やいろいろなことはよくわかりませんが、計算していくと、えらい逆に安いのではないかと心配するわけです。例えば前にイチジクを蟹江町で前に10本、新町からいただいて須成へ持っていったんですよ。そのとき100万円かかっている。肥料をやったりなんかやると、計算見せてもらったけれども、1本10万円かかっている。これを例えばキンモクセイ21本持ってくると、それ肥料やったり、整地をいろいろしていくと幾らの金になるのかなと。そういう計算をしていくと、向こうで例えば伐採をしたと。根から引き抜いて、どういう処理をするか知りませんよ。そういう樹木の処理の問題。それから、あの落差の問題、土地の砂の、それをここに書いてあるように、東だったかどっちかにならなはずとやろうと。ずっとグラウンドとの関係ですね、高さの問題。それを本当に整地をしたときにどうなのかなと。これは土木の関係で計算が出るとは思いますけれども、どうなのかなとか。

こういうふうに、逆に私は心配をするのは、土木工事が入ったりしておりますので、それから向こうから撤去したやつを持ってくるやつが入っているから逆にいいのかなと、心配で申しあげとるわけです。

ただの解体なら平米当たりで計算出るのでよ。解体業者に見積もりますと大体幾らぐらいでできるかわかります。しかし、土木の関係で木を根から掘り起こして全部処理をして出す、それから砂を全部ばあっとブルドーザーでならすというような形を見積もったときにいかなものかなという心配なんですね。その辺のところは、どなたが設計をされて、こういう見積もり単価が出たかよくわかりません。しかし、それは大丈夫でしょうかねという心配です。

前に私が申しあげたのは、環境事務組合のやっております前の焼却炉の解体工事で6億円

の予算組んでおきましたけれども、実際半額で落ちたんですよ。そういうことをやると、何かこんな安くできるのかという印象が強かったわけ。

だから、今回も解体の事業だけだったら4,000万円も5,000万円も高いよという気がしておった。前にこんなものは2,500万円ぐらい、半額とか、3,000万円ぐらいで上がるもんだという理解を私はしておるわけ。せっかく今まで来て、これをそんな4,000万円も5,000万円もかけて解体して、整地して、はいありがとうございましたと。30年間ありがとうございました、ただで使ったわけじゃありませんし、お金も払ってきたし、よろしかったと思いますけれども、最後に高かったな、えらい損したなとまた思われるか、よくうまく片づいたと思われるか、その辺が大事なものですから慎重にね、この予算は予算できょう決めましたら、中で一生懸命努力をしてもらわんと、間違っていました追加してちょうだいということは困りますので、間違いない、よろしゅうございますねと。

それから、先ほど言いましたように、向こうで欲しいものは、町の車でトラック持って行って職員が持ってくるのは、これは職員の人工だけですのでただで結構でしょうということで、この見積もり以外ですよ。だから、早目に、例えば条例が決まって、使わなくなったなら、11月以降は持ってこないといけんわけですね、管理が大変ですので、管理費それまで払うことありませんので、そのときに早く持ってこれそうなものとして、先ほどちょっとおっしゃったんですが毛布はどうかと。毛布は出とったね、今ね。卓球台だとか、食器だとか、そういうもの備品一覧表があると思いますけれども、それらのものについては大体掌握をされているのかどうかと。

やっぱりこれは決まったら、いつごろから持ってきて、どこか一時保管をしながらやるのか。それ以外に、例えばあそこにある樹木やなんかで、個人的にあの木が欲しいがやと。欲しい木があると。自分のところで業者連れていってでもいいで、掘り起こして持っていきたいと、記念に、というようなことがあったとすると、それはどうなのかなと。そんなことは困るよということなのか、ああそうかねと言えることなのか。あるかないか知りませんよ、後になって必ず言うんですよ。何であんな木、いいやつあったがやと。わし欲しかったがやと。自分のところこういうことやっているから親戚で行ってとってくるわとか、後になって必ず出るの。最初はお出しせんですよ。後になって人に聞いたりすると、ああ惜しかったな、もったいなかったなと言うと思いますので、そういうようなことが例えばあったときには1本でも、2本でも助かるものなのかなと。その辺の考え方は、どんなお考えを今お持ちなんでしょうか。

○生涯学習課長 川合 保君

木の関係の今最後に言われた1本1本ということなんですが、設計を依頼する時点で、今残っている木を全部設計依頼してしまいますので、例えば今現状でわかっている木を抜いて設計単価を出すということも可能であるかと思いますが、設計を依頼する時

点で決まっているもので依頼をするしかないというふうに設計額を組んでいただきますので、実際工事する、発注するときに、その設計が入っているか入っていないかによって違ってくると思うんですけども。ですから、設計を依頼するまでにその物件が欲しい方があって、どかしていればそういった格好にもなるかと。

その前に言われた備品の関係ですが、町の関係の各課には既に通知がしてありまして、使っていただけるものについては使ってもらおうということで調整がもうとれております。

シェラフにつきましては、消防署のほうで引き取るということが決まっていますので、あと座卓のほうも高齢介護等で使っていただけるというふうに決まっております。

樹木については、個人的にお分けするという期間的にも無理がありますので、不可能かというふうに思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

ちょっと菊地議員、すみません、樹木のことでちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

実は、この話が決まりまして、私も現地へ、キャンプにも菊地議員行かれたんですけども、その前にもすべての木のチェックを実はさせていただきました。私もひょっとしたらこちらで例えば使えるものがあるんじゃないかなということで、ずっと全部の木をチェックさせていただいたところ、まずほとんど老木、あそこはちょうど造成をされてから立っているもの、ただご存じのようにあそこの下はがれきが詰まっています、余り大きく木は育ちません。仮に育っていたにしても、順調に健康に育っている木というのは実は3分の1ぐらいで、どこかやっぱり病的に病んでいる木も結構あったわけでありまして、それはもう移設はまず不可能であります。

それから、もう一つ、ケヤキの木のシンボルチックな木が数本ありました。その木については、例えば使えるところを持ってきて、それを町中交流センターだとか、各種学校に木材の材料として使うことは可能かもわかりません。がしかし、個人の方にお渡しをする時期として、今仮に抜いて移植することは多分不可能だと思います。ここに羅列をしてあります木につきましては、ほとんどが幼木、まだ若い木でありまして、十分活力のある木、しかも植樹に耐えられる木を選定させていただいたつもりであります。

ですから、町民の方がこれは欲しい、いい格好の松だということを言われるような松は多分ないと思いますし、ほとんどがやっぱりちょっと病んでいる松だとか木が多いというふうに私自身も認識をしましたし、個人的に抜いていただくのもこれはちょっとできかねることですので、これはご遠慮願いたいなど、こんなことを思っております。

ただし、先ほど言いましたように、ケヤキの木が非常に大きく育っております。それを何とか、これはあそこの野外活動センターにあった木だよということで、それを木工に何か役

に立てんかなということも教育長とも今話をしているところでありまして、根元から切ったときに、使える部分だけこちらへ搬送してもらおうということではできるかもわかりません。それだけを何とかご理解を願いたいと思います。

あと、それと、先ほど言いましたように、備品につきましては、一部町の保管庫へ納められるものは納めます。毛布、シェラフにつきましては、まだ十分使えるものもあります。それから、飯ごうも使えるものもあります。それから、卓球台については、ちょっと壊れているものもありまして、こっちへ持ってきて使えるものは当然使わせていただきますし、だめなものはその場で廃棄処分をする。職員が持ってこられるものについては、利用できるものはそれぞれの部署のところに、すべての課にこういうものがありますというリストをもう配ってありまして、もう受け入れ先が決まっているものもあります。できるだけ使えるものについてはリユースをさせていただきたい、こんなことを思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○8番 中村英子君

8番 中村です。11ページのワクチンの関係なんですけれども、先ほど部長のほうからご説明ありましたが、これが国のほうが今案として、決まってはいませんけれども、3分の1ぐらいの補助をしたいというような方向になってきておりますので、見通しとすれば3分の1の補助ということになるのではないかなというふうに思うんですね。

そうしますと、1回1万5,000円という負担に対して、今年度これを受けますと、自己負担は1回1万円ということになりまして、来年度受けますと、国のほうの補助と、町がこれはお金を出さないというわけにはいきませんよね。町が主体となってやる事業ですので、町は負担を出さないということはありませんので、町は町として出すわけですけれども、来年度国のほうが決まってきた接種すると自己負担は5,000円という感じになるのではないかなと思うんですね。そうなってくると、ことし接種する人と来年度接種する人では倍ぐらいの金額的な個人負担が差が出るのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の見通しについてお考えがあったら伺いたいと思います。

○民生部長 齋藤 仁君

補助金が23年度から国のほうで始まるのではないかとということでご質問をいただきました。

根本的に国が出す補助金というのは、町が補助金を出せばその3分の1相当を国が町にほうに出すという補助制度でございますので、個人負担自体はどのようにするか、まだ今の段階では未定でございます。上乘せして補助をするのか、そのまま町がいただいてしまって個人負担は変えないのか、そういうようなことがまだ想定されておりますし、ですから、個人負担を変えるのか変えないのかは、23年度の状況に応じてまだこれから精査していかなければいけない段階でございます、今のところは。

国の補助がきちんと決まった時点で、どのような制度にしていくのかというのは今後検討

していくものだと考えております。

ですから、国の補助制度というのは、例えばこれが実交付された場合、1回1万5,000円のうちの5,000円を町が補助します。その町が補助した5,000円の3分の1相当を国が補助しますよという制度になるというふうに私は理解しておりますので、それから先はいろいろ制度設計について23年度については十分精査してまいりたいという段階だと思っておりますので、ちょっと中村議員の言われる個人負担云々ということはまだ先の段階になるかと思いますので、23年度の状況が決まり次第、また私どもも検討していく事柄であるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○8番 中村英子君

少し情報が違うのかもしれませんが、もうちょっとはっきりいたしませんけれども、じゃ私が持っている情報としては、厚生労働省の案といたしましては、1人当たり1万五千幾らかかるというものに対して、定額でそれは3分の1ということの補助をするというふうに聞いているんですが、これは違うと。町が負担する額の3分の1しかやらないと、そういうふうな情報なんではないかな。

ちょっとその辺のところは情報の受け方が違うんですけれども、いずれにしても、国のほうの出し方によって個人負担が変わるか、変わらないかということで、個人負担が変わってくると、さっきも言いましたように、ことしやるより来年やったほうがお得だがねという話になって、そういう情報を情報として知っている人は来年やれば得だけれどもという話にならないようなやり方というのをしなければいけないということを言いたいわけで、それについては見込みの中で、できるだけ個人負担を少なくするというような中で設定していかなければいけないので、そういう状況にならないように、しかも個人負担ということは1回1万円、個人で負担するわけですから、ちょっとこの金額も3回になると3万円という話になってきますので、もう少し個人負担を少なくするというようなところでの提案が欲しかったなというふうに私としては思ひますけれども、質問としては、今年度やろうが、来年度やろうが、個人負担の額は変わらないというような設定をしていくと、そういうことで受け取ってよろしいのでしょうか。それだけ確認をしておきたいと思ひます。

○民生部長 齋藤 仁君

先ほどお答えいたしましたように、23年度の案件につきましては、まだ国のほうがきちんと決まっておきませんので、そういったものが決まってきた段階で私どもは精査をしながら、どのようにしていくかということを決めたいと思ひますので、今ここでどうのということは、まだちょっと時期尚早だということで先ほどお答えしたとおりでございます。

私どもが得ておる情報では、補助先はあくまでも市町村に補助をする。定額で3分の1相当という形での通知をいただいておりますので、先ほどお答えした内容でほぼ間違いとは思

っておりますけれども、これから先はまた上乘せして補助をするのかどうか、それは状況に応じて柔軟に対応してまいりたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○8番 中村英子君

ちょっとこの辺が行政感覚と個人感覚との違いでありまして、柔軟に対応していくという言い方はいいんですけれども、やっぱりこれは接種する側にももう少し親切なお得情報、お得情報というのは一般の店ではそういうふうですけれども、そうですよ。それはちょっと行政感覚と市民レベルの違いというふうに私は感じますので、その辺はきちんと整理しながらやっていただきたいなというふうに思いますので、お願ひします。

たとえ1,000円でも、2,000円でも、それはお得情報とお得情報じゃないという話になってくるので、それが私いけないと思うんですよ。ことしやったほうが来年よりも高いんだと、たとえ1,000円でも、1,500円でもそういう話になってくると、じゃ来年やればよかったんじゃないかというふうに財布から出すほうは思うわけですよ。だから、その辺はきちんとした考え方にのっとなってやっていただきたいなと思いますので。

○町長 横江淳一君

今、中村議員の指摘にちょっとお話をさせていたきたいと思ひます。

実は、この補助制度を決めましたのは、唐突に一過性のもんで決めたわけではありません。先般から数人の議員の皆様方からワクチンの接種に対する補助をという一般質問もたくさんあったやに、皆さんご理解いただいているというふうに思っております。そんな中で、我々がこの補助制度を決めたときには、厚生労働省からこういう話は実はございませんでした。全く唐突とっていいぐらいの感覚でとんと出てきたわけでありまして、我々も厚生労働省の出どころを関係各いろいろなところから調べた結果、今回これをやることにつきましては、もう相当前から実は補正の財源等々についても、これは財源ありきでやらなければいけません。幾ら補助するかということも含めて、関係市町村の首長さんともいろいろお話をしました。一部首長さんからは、国の補助があるからもうやめまると言われた地域もあります。

それはどこだということは別といたしまして、でも、私どもは一日も早く接種をすることによって、貴重な命が救われるんでしたら、お得だとかお得でないとかという問題は、これはもう感覚の違いであります。私は、できるだけ町ができることにつきましては、そういうことに力を入れているんだ、議員の皆様方からそういうことをいただいているんだということで、一日も早く施策として反映をしたかったということが事実であります。

ただ、もう一つ、詳しく言いますと、例えばこの子宮頸がんワクチンにつきましても、実は子宮頸がんを引き起こすウイルスというのは16種類から17種類あります。今回接種をするものにつきましては、まずこれが間違いないであろうという重要なものを複合してワクチ

ンとしてつくってあります。これは医学に大変詳しい議員の方からも聞きました。これが100%効くかどうかについてのまだ臨床例はないそうです。

でも、少なくとも可能性があることにつきましては、中村議員ご指摘のことはよくわかりますので、もしも国からのそういう施策が来ましたら、柔軟に住民の皆様方に不公平のないような対応はできるだけ心がけてやりたいんですけれども、できれば一日も早く蟹江町民の安心をこれですべていただければいいのかな。

損得の問題はあるかもわかりませんが、何とぞそのところをご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第58号は精読とされました。

暫時休憩をいたします。

11時5分から再開をいたします。

(午前10時50分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 伊藤正昇君

日程第15 議案第59号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

11ページでございます。委託料の緊急雇用創出事業という形で1,100万円入ってきておるわけでございますけれども、これ県からですね。

(発言する声あり)

そうですね。それで、防犯対策費という項目、目のほうですけれども、使い方の問題です

けれども、もとを正しますと緊急雇用創出事業というのは、そういう補助金の本質は一体どういう形で出ているんだろうかなと。今のこういう大変不景気で雇用が厳しい、だからしたがって仕事をたくさんつくることによって、働く人たちが少しでも守られるだとか、こういうことで、各県やなんかの出先機関だとか、どこどこだとか、町でもそうだと思いますが、特別人を臨時に雇ってお金をというようなことが多いわけですね。もとを正すと、これは本旨は雇用の問題なんですよ。

それを今回、出どころはこんな形ですからということで、委託料で地域安全マップ作成業務委託料という形で、そのままそっくりお出しになってしまうんですが、この考え方ですね、この考え方は県からこういうふうに言われて、お金、おまえのところやるからこういうもの使えという形でトンネルで来たのか、それとも町自身がお金については別途この趣旨に合ったような形で使えるものなのか。またマップですね、地域の安全マップというのは一体どんなようなものなのか、その辺についてまずお尋ねを申し上げたい。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

この緊急雇用創出事業というのは、今回実はこうやって出させていただいたというのは、事業自体は総務の関係でやらせていただきますけれども、ちょうど7月ぐらいでしたでしょうか、県を通じて、通常ですと平成22年度の緊急雇用創出事業というのは、もう3月、2月の段階から来年に向けてはどのような事業を、例えば蟹江町としてはどのような事業を考えているんだという、そういうことで事前に申請等をしなさいということで来ますけれども、今回、実は7月ぐらいに追加して、多分基金的なもので余裕があったもんだから、追加して要望する事項があればどうぞ追加して申請してくださいと、そういう県のほうからの依頼文書が実は今回参りました。

それを受けて、各私ども所属のほうに、県のほうからこうやって来たもんだから、もし事業的なものがあればどうぞ申請してくれんかという、そういうことで各課のほうに回したものです。

その折には、県のほうからどのような事業内容というのは、いろいろな全国的な事例等も添付されておりますものですから、その辺で総務さんなり、いろいろ考慮されてこういうような格好で現在出てきたのかなと、そんなふうに考えています。

以上です。

○総務課長 江上文啓君

地域安全マップについてお答えいたします。

この地域安全マップと申し上げますのは、レイヤーと申しまして、例えば防犯情報を載せた地図だとか、交通事故なんかの情報を載せた地図だとか、もしくは火災の情報を載せた地図を重ねたり、はがしたりすることのできるシステムを構築するものでございます。

なお、この事業につきましては、もともと人件費が大半を占めておりまして、当然新規雇

用ということで、5割ほどの人件費、新規の方に人件費を投入する予定でございます。そういった事業に対して緊急雇用創出事業基金事業というのに当てはまるということで採択されたものでございます。

以上です。

○10番 菊地 久君

国とか県が1つの施策として、方針として非常に今は仕事がなく失業者が多いと。だから、今、民主党の代表選挙やっていますが、今の総理大臣は一にも雇用、二にも雇用、三にも雇用で、雇用を大前提として力説をしておるように、雇用をどうしていくのかと。新卒者でも3年間は新卒扱いにしたらどうかと、官公庁等々は臨時でいい仕事をつかって、職員を雇って3カ月間だとか、1カ月だとか、そういうような形で働く場を提供してお金を使いなさいよと、これが大きな本旨なんですね。本旨で来ておるけれども、その理解がどうも得られなくて、使い方が該当すれば、今おっしゃったように人件費5割ぐらいはとか、あとは材料代だとか何かにといいことで含まれておるで、これも認められるよということだったと思いますけれども、蟹江町の実態から言って、雇用相談だとか、仕事の相談だということをおもてなしも置いてやっておって、仕事がないで困ったよと。働くところないよと。ハローワーク行って相談受けて帰ってくるよだとか、あるわけですけども、例えば町自身が何かの雇用をできるような、創出できるような仕事はないかと。

例えば公園の掃除はどうなのかと。こういうものはどうなのかという、仕事をどうつくり上げていくのかと。そして、こういう費用を例えば臨時に3カ月間だよとか、半年だよというようなやり方を県やなんか、出先機関やなんかようやっていますし、町もそういうことで職場で働いてもらったような体制もあるとは思いますが、本旨というのだけは理解をさせていただいて、これだと名称でご存じのように、書いてあるんですよ。出どころとして、ちゃんと緊急の雇用創出事業の一環なんですよ。そのときにふっと見たときに、何だねと。地域の安全マップの作成業務委託料。これ委託料ですので、どこかの業者へ出すのかどうかわかりませんよ。そこへぼんと出してお金出せば、トンネルで仕事やって終わりなんですよ。そういう事業の使い方などでいいんだろうかと。

それで、地域の安全マップというのは今まで必要性があったのか、なかったのか。町でこういうのをつくりたかったと。つくりたかったら一般財源でもやれるわけよ。なぜ、今までにはつくりたい意思もなかったけれども、県や国からトンネルで来た金だでもええわと。何かねえかと。ああそうか、まあこれでというような税金の使い方がどうなのかと、私はそういうことを言いたい。

いいといえばいいですよ。あんなもの皆さんが、あんなら銭使うほうの立場だから、そう使いたければそういうことだろうと思うけれども、どうも理解がされておるのかどうかと。ま、ええわ、国は国で今の政権やっただけで、信用できるかできんかわから

せんけれども、銭が来たこつたで使えやということになるかもしれませんが、本当に国が来るからこんじゃないでも、蟹江町実態として、町政自身が本当に今の町民の生活実態や失業者の対策を考えて、こういうことやりたいという思いがあれば、自然にその金をうまく活用できるんじゃないの。そういう思いが余りないのではないかというふうに受け取れちゃうわけ。だから何でもいいで来たものどっかねえかと。たまたまこれに使ったらどうだと。1,100万円ぼんで終わりでしょう。きょうここで提案されて、ああそうかねと言えばおたくら委託するだけだね、これね。そして物ができてくるだけだね。こういうことじゃないの。そうやないの。

このことによって1つの事業で委託してあげたことによって、そこで働いとる人たちが少しでも助かると。本当にそういう思いがあってこういうようになったのかどうかですわ。その辺の予算の、特に国や県から来るこれからのいろいろな、ひもつきじゃありませんが、事業をぎょうさんやっござるの。新しい政権になってからよく理解できんですわ、正直言って。地方行政、県も余り理解できんだろうし、町も理解できんのいっぱいある。あるけれどもしょうがない、金よこしやがるもんでということもあると思うのよ。だから、そのことについてやっぱり吟味をしつつ、必要性であったのか、これはどうだと。使い方が目に見えるような形でないとギャップがあるわけよ。しょうがないですよ、今の民主党の政権そのものはギャップあって当たり前ですよ。こんなもの1年や2年で埋まるようなことじゃありませんのでね。何年もかかって行政というのは歴史もありますので、いろいろ難しいと思いますけれども、今おっしゃったこと、予算組まれてきておりますし、多少でもこれでも趣旨に沿って県もオーケーだとおっしゃったと言うものですからやむを得んかなと思いますが、これからもいろいろな形で来ると思うんですよ、わけのわからんような形で来ると思います。先ほど中村議員の言った予防接種やいろいろな問題でもそうなの。

だから、いろいろこういう地方の実態から言うと、理解ができんとか、こんなふうでいいのかなと思うこともあるし、黙っておっても銭くれることもありますもんですから、ぜひ有効に、我々にもわかるように、うまく利用をしながら使っていただけるとありがたいと思いましたので、どうかと申し上げただけでございますので。だから反対ではございません。どうぞ、どうぞお使いください。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。私もちょっとこれに関連して申し上げておきたいというように思うんですけれども、雇用創出事業というのは、もう一つの側面は景気への一定の影響をもたらすという側面もあると思うんですね。ですから、雇用創出とあわせて景気へも大した作用するようなお金ではありませんけれども、しかし、一定の形で作用することは間違いないわけで、そのお金をおざなりにせず生きて形で、つまり本来その補助金を想定していた目的に照らしてきた形で使っていただくことが自治体の使命じゃないかと思うんですね。

その意味で言うと、できればずっと雇用できるような資金があれば一番いいわけですが、そうにはならぬので臨時か派遣かそんなところで用を済ませてしまうという形に結果としてはなるわけですが、しかし、つまりそのお金、少なくとも生きた形にするにはそういう皆さんの暮らしに役立つ、あるいは地域の再生に役立つ、景気の回復にも役立つ方向に考えてやっていただく必要があるというふうに思うんだよね。町独自でもそういう雇用対策を考えていただく必要があるというふうに思うんだよね。これがやっぱり行政だというふうに思うんですけど、そういうふうな形では、この予算の組み方というのはどうしても受け取れないわけなんですよ。

だから、今後、できることなら、これは要望ですけども、そういう生きたお金として使っていただけるように、具体化していただけるように、対策を研究していただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

○議長 伊藤正昇君

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第59号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第16 議案第60号「平成22年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎ですけれども、10ページ、老人保健拠出金なんですけれども、老人保健をやめて後期高齢者だとか、その他にかわってからもうかなりたつわけですが、この老人保健拠出金というのはまだこれからもあるのか、もう終わるのか、どういう状況になっているのかちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

つまり、老人保健特別会計の現状、特別会計はもうありませんので、現状がどうなっているのか聞かせていただきたいと思うんです。

○民生部長 齋藤 仁君

老人保健と申し上げますのは、かつてこういった制度がございまして、後期高齢者医療に

かわったわけでございます。その関係で、平成20年度から後期高齢者医療制度にかわりましたので、20年度からの5年間、24年度までは特別会計が維持されて清算等に使われます。それ以降につきましては、一応法律上これは維持する必要がないものですが、町独自として持つのか、それとも一般会計等に項目だけ程度で歳入歳出を起こして収入にするのかということはゆだねられておりますが、今現在はまだその時期ではございませんので、また国の情報等よく収集しまして、その時期になりましたらどのように対応していくのかを検討していきたいというように考えております。

老人保健制度が終わってから5年間はこの特別会計を維持するというふうになっておりますので、その点よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

もう一つの側面の、どうしてこの支払いが、拠出が発生するのもちょっと説明していただきたいと思うんです。

それで、老人保健というのはもう2年前ですか、去年ですか……

(発言する声あり)

ああ、おとしからですから、使われるようなことはもうないわけだろうと思うんですけれども、だとするとどういう形で発生するのか聞かせていただきたいということが1つ。

それから、もう一つは、確かに国民健康保険事業とのかかわりは今までありましたのでこういう結果になるわけでありましてけれども、これ、今の時点で考えると、国民健康保険事業会計での負担になっているわけでありまして、この分くらいは一般会計からの拠出で補うことはできないのかどうなのか、伺いたいと思うんです。

○民生部長 齋藤 仁君

医療費ですとか、医療給付費、いろいろあるわけございまして、これの時効等を勘案いたしますと5年間の請求行為ができるわけでございます。そういった意味合いから、5年間はこの特別会計を維持しろというふうに定まっておるというふうに私どもは理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ですから、金額的には非常に些少にはなってきましたはおりますけれども、いまだ少しずつですが歳入したり、歳出したりというようなことで、特別会計が維持されておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、これを一般会計でということですが、これはやっぱり年限は特別会計で維持しなくてはいけないというふうになっておりますので、その年間についてはきちんと維持をし、その後どのようにするか、先ほど少し申し上げましたように、なおこの特別会計を維持するのか、一般会計に移行するのかというのはきちんと状況を精査しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎ですけれども、つまり私の伺いたいのは、抛出しなければならぬ幾つかの支払いの事項、どんなものが発生しているのか中身を聞かせてほしいんですよ、具体的に。

去年もありました。24年までであるということですよ。ですから、具体的にどういう支払い項目があるのかということですよ。今の時点で、私どもの常識からすると、もう2年もたっているわけですから、終わって、ないように思うわけですけれども、例えば後処理の事務局がまだ残っておってその人件費だとか、あるいはその他の支払いの残りがあるとか、私の思うことですが、そういう具体的な項目で何があるのかということですね。

項目の内容によっては一般会計で見させていただく必要のあるものもあるのではないかとというような気がするので、聞かせていただきたいんですよ。

○民生部長 齋藤 仁君

項目というのは従来どおりあるわけございまして、医療費の支払いですとか、柔整といいますか、そちらの関係のもの、それから審査支払手数料、そういったようなものがこれは当然出てくるわけございまして、こちら決算書等にもきちんと明記してあって、その内容で歳出をし、歳入をしということでもありますので、具体的には町としては支払基金ですとか、国保連合会、そっちのほうにお支払いしたり、県・国からの補助金をいただいたり、当然町の法定負担がございまして、そういったようなところで歳出をしたり、また清算をして余れば歳入をしたりというようなことございまして、これは先ほど申し上げましたように、そういったことに関しましての歳入歳出がまだ存在しておりますので、5年間は維持をしていきたいという考えでございます。

それを一般会計にするかどうかについては、5年経過後にどうするのかということを含めて検討してまいることでございます。

今現在でも一般会計から繰り出しをいただき、また返還をしというようなことを行っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第60号は精読にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第60号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第17 議案第61号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算(第1号)」を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎です。先ほどに関連して伺うわけでありませうけれども、つまり、8ページ、歳入で国庫支出金の中に医療費負担金というのがありますよね。もう一つは審査支払手数料交付金というのがありますよね。こういう実務が、終わって2年後にもまだあるということはどういうことかということをおつらつら思っておるわけなんですけれども、つまりいろいろはっきりしない面があって、支払いがおくれておる。医療機関の窓口で支払いの事実があったなんてことはもうないだろうと思いますので、あと過去にあったことの清算実務だというふうに思うんですけれども、どういうことが想定されるのか伺いたいと思うんです。

○民生部長 齋藤 仁君

先ほど申しあげましたように、時効的には5年間というのがありますし、特別会計も5年維持しろということでございます。

どういったことが想定されますかということでございますけれども、これにつきましては、医療機関等が支払い基金ですとか、それから国保連合会、そういうようなところに請求をされるわけでございますが、その忘れですとか、あとは過誤。間違っておった請求をして、その修正をするですとか、そういうようなことが生じる可能性がまだまだございますので、それにつきましては特別会計の維持ということでございます。

ですから、私どもの責任があつて行つた特別会計の維持ということでは、もう今現在ではほとんどないとは思つてはおりますけれども、何かあればそういった過誤修正ですとか、そういうのが時効の関係で続きますので、そういったような意味合いからやっておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思つています。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

あれからもう2年たつわけですから、いったん切つてから。それで、各医療機関にしても、町にしても、もう決算だとか、あるいは確定申告だとか、いろいろの実務は終わっている時点だと思つてよさうですね。その時点でこういうふうに出てくるということ自体について、私、理解に苦しむわけなんで、どうしてこういうことなのかなど。確かに5年間はいいいからということはあるかもしれませんが、蟹江町じゃないだろうね。ないだろうと思つただけけれども、つまり医療機関の側にあるのか、国・県の側にあるのか、その辺がちょっとわから

ないんで、非常に疑問に思っただけで伺っているわけですけども、もう一度、どういうことが想定されるのか鮮明にならんで伺いたいと思うんです。

○民生部長 齋藤 仁君

私どものほうは請求行為が直接医療機関からあるものではございませんので、先ほど申し上げましたように、支払基金ですとか、国保連合会、そういったようなところでの過誤、請求誤りですとか、そういったようなものが原因でこういったようなものが回ってくることもあり得ます。私どもに責任はないとは思っておりますけれども、それは医療機関なり、その支払い機関なりの内容でかかわってくることでございますので、私どもには責任はないとは思っておりますが、絶対ないとは言い切れるものでもございませんので、支払うものはきちんと支払い、いただくものはいただくというスタンスで今までやってきておりますので、よろしく、この会計の維持にご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第61号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第61号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第18 議案第62号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第62号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第19 議案第63号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算

(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第63号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号は精読とされました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時から再開をいたします。

(午前11時56分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に続いて会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 伊藤正昇君

議案第61号 「平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算(第1号)」で訂正がござい
ますので、これを許可します。

○民生部長 齋藤 仁君

大変申しわけございません。先ほどの審議の中で、小原議員のご質問に対しまして、老人保健特別会計は平成24年度まで維持するというふうにお答えさせていただきましたが、8月の末、27日に厚労省のほうから通知が発せられまして、町に届いたのがつい最近ということでございます。この中では、設置義務というのは平成22年度、今年度までというふうに定められております。23年度以降については、先ほど申し上げましたように、特別会計を維持するのか、もしくは一般会計で項目を上げ、きちんと区別されるのであればどちらでも対応可能という通知が参っておりますので、年度、24年度を22年度に訂正し、今後につきましては内部で検討させていただいて、一般会計にするのか、もしくは特別会計を維持するのか検討させていただきながらやっていきたいと思っております。

大変申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

失礼いたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第20 議案第64号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、1点だけでございますけれども、8ページの分担金及び負担金でございますが、流域関連受益者負担金、この歳入は何戸分の何戸ですか、ちょっと聞かせていただけませんか。

○下水道課長 絹川靖夫君

前、ご説明申し上げましたが、下水道事業者が申告書を4月16日に送りまして307件。これにつきまして書類を見ていただいて間違いなければ送り返していただいて、その決定通知書が7月9日に305件送りました。これは分筆とか合筆とかありますもんで、トータル的には多少出ていますが、最終的には305件になりました。

納入通知書を7月30日に304件、1件誤りがございましたので、305件から304件になりました。お金としましては、3,891万5,800円でございます。304件でございます、最終的には。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第64号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第64号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第21 議案第65号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第65号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第22 認定第1号「平成21年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」ないし日程第31 認定第10号「平成21年度蟹江町水道事業決算認定について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者・会計管理室長 小酒井敏之君

提案説明した。

○上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

ここで、平野代表監査委員より審査意見を求めます。平野監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 平野正雄君

蟹江町代表監査委員の平野でございます。3年目になります。この1年、蟹江町の監査を誠実に、公正に行ってまいりました。今後ともお世話になっております蟹江町のために全力で務めてまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

蟹江町決算審査意見書のほうをお願いいたします。

それでは、平成21年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見、水道事業会計における審査意見並びに平成21年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見を申し述べます。

なお、本意見書の数値は、2ページ、目次下の注釈にもございますように、切り捨てを基本に記載しておりますので、決算と関係書類の合致しない部分があることをご承知おきください。

それでは、意見書の3ページでございます。

平成21年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成21年度蟹江町一般会計歳入歳出決算
- 2 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成21年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 4 平成21年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算

- 5 平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算
- 7 平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 9 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 10 平成21年度蟹江町土地開発基金運用状況

第2 審査の期間

平成22年7月5日から平成22年7月20日まで

第3 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等を活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査した。

なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め、審査の参考にした。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調整されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められた。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

第5 審査の概要

1、総括

各会計間における一般会計及び特別会計予算額は、169億7,173万1,000円（前年度比0.0%減）となり、これに対し決算額は、歳入総額167億7,442万7,000円、歳出総額159億8,000万1,000円、歳入歳出差引額7億9,442万5,000円、翌年度繰越財源充当額1億1万8,000円、実質収支額6億9,440万7,000円である。

一般会計の内訳は次のとおりでありますので、以下についてはご精読のほどお願い申し上げます。

次に、むすびの23ページをお開きください。

むすび

平成21年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表す書類について審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は正確であると認められた。

21年度の一般会計と特別会計の決算総額は、歳入167億7,442万7,000円、歳出159億8,000万1,000円で、前年度に比べ、歳入が3億7,688万8,000円（2.2%）、歳出が2億3,689万4,000円（1.5%）それぞれ増加している。

また、歳入歳出差引額は7億9,442万5,000円となり、そのうち行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は3億9,602万6,000円の黒字である。

財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.98で前年度に比べ0.01ポイント下がりはしたが、経常収支比率87%、公債費比率4.6%など、健全財政を堅持しているものと認められる。

歳入については、主要な財源である町税等において、収入未済額が発生している状況にある。収入未済額は別表（22ページ）のとおりである。町税の収入未済額は4億8,781万1,000円、徴収率90%で、前年度に比べて3,253万円の減少、国民健康保険税は5億7,343万5,000円、徴収率60.5%で、前年度に比べて2,842万9,000円大幅に減少している。

収納対策として、税負担の公平性はもとより、自主財源の確保の観点、また行政に対する信頼性の確保の観点からも、滞納者には早期に対応するなど徴収体制の強化、徴収実務の効率化を図り、真に実効性のある対策を積極的に推進することを望むものである。

また、保育料、学校給食費、下水道分担金及び使用料、コミプラ使用料の収入未済額についても同様に増加が見受けられるため、早期に対応し、滞納額がふえないような対応策を望むものである。

不納欠損は、個々の状況を十分調査の上、適切な執行管理に努められるとともに、その処分については法令等の趣旨に沿って厳正に運用されたい。

今後も特に町税、国民健康保険税、介護保険料の3公金を中心に、収入未済や滞納自体を発生させないための徴収対策の強化に引き続き努められたい。

歳出については、行政改革の着実な実施など、効率的な財政運営に努められているが、これまで定期監査時に指摘してきた時間外勤務については依然として長時間の時間外勤務や恒常的な時間外勤務が見受けられた。時間外労働の過度の増大は、職員の身体的疲労、精神的な抑圧にもつながり、健康障害や労働効率の低下をもたらすことになる。職員の意識改革はもちろんのこと、事務執行における無駄、むらを省き、所管事務及び個別担当業務の見直し、さらには部署を超えた職員間での応援体制の構築など、できる限り創意工夫を凝らし、時間外勤務の削減に向け、積極的に取り組まれたい。

最後に、本町の町税全体では依然として停滞傾向にある収納率により微減となったものの、地方交付税や国庫支出金の大幅増により歳入全体で前年度と同程度の決算となりました。景気低迷等の影響により、今後においても自主財源確保が困難になってくることが予想されるが、効率的な財政運営を実現するため、引き続き費用対効果を検証する中で、経費節減を図りながら協働のまちづくりを推進するとともに、重要課題には積極的に取り組まれることを期待するものである。

歳入においては、収入未済額の回収に全身全霊で取り組むとともに、税負担の公平性の確保と納税意識の高揚に努め、歳出においては最少の経費で最大の効果を上げられるよう、いま一度職員一人一人が常にコスト意識を持って、町民から信頼される行財政運営に努められ

ることを望むものであります。

引き続きまして、平成21年度蟹江町水道事業審査の結果を申し上げます。

27ページをごらんください。

平成21年度蟹江町水道事業決算審査意見

第1 審査の期日

平成22年6月28日

第2 審査のために提出された関係書類

1 決算書類

決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表

2 附属明細書

収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、資本的収支と補てん財源明細書、企業債明細書、固定資産明細書

3 決算附属書類

事業報告書

第3 審査の方法

審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着目し審査した。

また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに関係職員に説明を求め審査した。

第4 審査の結果

審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確である。

また、経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められた。

以下28ページから36ページまでのご精読のほどお願い申し上げます。

むすびとして37ページをお願いいたします。

むすび

以上、平成21年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、21年度の建設改良事業では蟹江今駅北特定土地区画整理関連事業、排水ポンプ更新事業及び配水管敷設工事等の整備の推進並びに給水装置データ情報による業務が施行され、安全な水道水の安定供給が図られている。

経営成績については、資本的収支では水道事業収益7億1,155万1,000円で、前年度に比べると1,725万1,000円、2.3%の減収に対し、水道事業費用6億5,200万9,000円で、前年度と比べると1,828万3,000円、2.7%の減となり、経常収支としては5,954万2,000円（税込）純利益

となった。

なお、水道料金は7億884万5,000円で、前年度と比べると1,668万9,000円、2.3%の減収となった。これは使用者の節水意識や飲料水の購買習慣の定着、給水人口の減少によるものと考えられます。

次に、資本的収支では1億4,968万9,000円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額1億3,836万5,000円と比べると1,132万4,000円、8.1%増加している。この不足額は過年度分損益勘定留保資金2,564万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,058万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額345万9,000円をもって補てんされている。

水道事業を取り巻く状況は、給水収益も昨今の社会情勢から勘案すれば、給水量の伸び悩みが続くものと考えられるが、年々減少している有収率の向上を図るためにも、漏水調査等を継続して行い、町民に対して安全でおいしい水の安定供給や災害時における給水確保、計画的な給排水施設等の整備充実を積極的に図られたい。

また、当年度における水道料金の収納率は97%で、前年度より0.4%増収となったが、引き続き公平性を確保するためにも未納者に対してはきめ細かな対策を講じられ、さらなる収納率の向上に最善を尽くされたい。

最後に、事業の効率的運営と経費節減等、企業努力により経営の安定化を図り、町民の期待にこたえられるよう望むものであります。

以上を申し述べ、平成21年度水道事業決算審査の意見といたします。

続きまして、平成20年4月から施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び第22条1項の規定に基づき、審査に付された平成21年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎なる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりになりました。

40ページをお願いいたします。

平成21年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 平成21年度実質赤字比率
- (2) 平成21年度連結実質赤字比率
- (3) 平成21年度実質公債費比率
- (4) 平成21年将来負担比率

2 資金不足比率

- (1) 平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計資金不足比率
- (2) 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計資金不足比率

(3) 平成21年度蟹江町水道事業資金不足比率

第2 審査の期日

平成22年7月27日

第3 審査の方法

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつこれらの書類が平成21年度の財政状況を適正に表示しているか、否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、あわせて関係職員からの説明を聴取した上で審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつその計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認めた。

41ページの財政健全化審査意見

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

21年度の基準は、早期健全化基準14.26%、財政再生基準20%となっております。

蟹江町でございますが、エの判断、一般会計等実質収支は3億9,774万3,000円の黒字でありますので、実質赤字比率はイの指標のとおり計上されません。

(2) 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

21年度の基準は、早期健全化基準19.26%、財政再生基準は40%となっております。

蟹江町でございますが、エの判断でございます。連結赤字額は12億2,792万2,000円の黒字であります。連結赤字比率はイの指標のとおり計上されません。

(3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

21年度の基準は、早期健全化基準25%、財政再生基準35%となっております。

蟹江町でございますが、エのほうの判断で、実質公債費比率はイの指標のとおり6.4%で、早期健全化基準の25%を下回っており健全な状況にあります。

(4) 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

21年の基準は、早期健全化基準350%。

蟹江町でございますが、エの判断で、将来負担比率はイの指標のとおり38%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており健全な状況にあります。

2 意見

本町の一般会計等における財政健全化判断比率は前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれの項目においても、早期健全化基準に触れることなく良好な状況にあると認めた。

続きまして、44ページをお願いします。

経営健全化審査意見

1 資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

21年の基準は、経営健全化基準20%でございます。

蟹江町でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は、前記のとおりであり、これらの事業における資金不足はないので、資金不足比率は（2）の各会計の指標のとおりいずれも計上されないこととなります。

2 意見

本町の公営企業における経営の現況は、いずれの会計においても流動資産が流動負債を上回っており、良好な状況にあると認めた。

以上で、各項目の審査意見の説明を終わります。ありがとうございました。

（代表監査委員降壇）

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号ないし第10号は、来る9月14日、15日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号ないし第10号は、来る9月14日、15日両日に審査をすることに決定をされました。

ここで平野代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

（代表監査委員退席）

○議長 伊藤正昇君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ないし同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、議案第58号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」、この5議案をこの際日程に追加して議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって5議案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第32 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
ここで、石垣教育長の除斥を求めます。

(教育長除斥)

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決します。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第2号は原案のとおり同意されました。

ここで、石垣教育長の除席を解きます。

(教育長着席)

○議長 伊藤正昇君

ここで、石垣教育長よりあいさつの申し出がありますので、許可をいたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは教育委員の任命、ご同意をいただきましてありがとうございます。もとより無力な私ではありますが、教育長の職務を精いっぱい頑張っ果たしていきたいと、そう思っております。

議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご支援いただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

○議長 伊藤正昇君

それでは、追加日程第33 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第34 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決します。

お諮りいたします。

同意第4号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第35 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第5号を採決します。

お諮りいたします。

同意第5号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第5号は原案のとおり同意されました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第36 議案第58号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地であります。先ほどの提案のときにも質問をさせていただいたんですが、特に野外活動センターの工事の件でございますが、どういうふうに理解をさせていただいたのかちょっとわかりませんので、もう一度お尋ねをしておきたいと思いますが、解体工事のことであります。解体工事の指名業者選定に当たって、ここに書いてありますのは、とび・土工で登録をされている業者を予定していると書いてあるんですが、とび・土工というと一般的にどういうことなのかなというように思うわけ。

例えば町内業者で、主な業者をぽつと言うと、建築だとか土木だと言うと、大手の名前がぽつと出るわけですが、産廃の関係、解体業だとかいうのも全部かかってまいておるものですから、例えば一括で発注させる方法と、解体業と土建屋さんと分けてやる方法とあるわけですが、この指名業者選定に当たってはすべてそういうことを網羅してできるところが指名資格があつて、それを選ぼうと。それから、蟹江町だけではなしにあつちの地元の業者ですね、そこら辺にも募集をかけて申請をして、というようなことのように思うわけですが、その取り扱いですね、どんな手順で、どんなようなのかちょっと想像が今のところわかりませんので、大体こんなような感じだよと。

そして、先ほどもありましたが、入札業者に出すときの見積書の中に、樹木を向こうで持ってきて、蟹江町へ持ってきたものを所定の場所に埋め込むところまで入札に入っていますよと、こういうことでありますけれども、こういうこともふっくるめての入札だと。それからまた、逆に、本当に必要性があるのだろうか。この際だからといって、かえつてもとよりここが高くなるようなことをやってもらっては困るものですから、よっぽど記念になるような、例えば前の藤田町長が植えた木だとか、記念樹だとか、大体そういう歴史のあるようなものならいいんですが、そういっちゃ失礼でありますけれども、あそこにあるような程度のカキの木だとか、イチヨウだとか、そんなもんで持ってきて植えて、後で子守りをして今後、逆に大変じゃないだろうかという気もするわけですよ。だから、何か遺産的なもので残したほうがいいよと、あの人の大事なものだとか、歴史に残るだとかいうものかなと思うと、そんなふうにも思われんような気がしてならないわけです。その辺について、あえてどうしても余分に金をかかるようなことだったら、入ってなくてサービスでその落とした業者が、石垣教育長がこれとこれとちょっと悪いけれども蟹江へ持っていつてもらえんかのと

言ったら、ああサービスでやらせてもらおうとサービスならいいですよ。最初から入っておってどうかかと。

それで、この予算をもう4,200万円の中で本当にという……、最初私はもっと安くできると思った。今、そんなことまでずっとやって、土地ならしたりなんかして本当にできるかという、今でも私は心配しておるものですから、その辺の中身ですね、積算単価、根拠、どうなのかなという心配。もう一度聞かせておいていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうかね。

○生涯学習課長 川合 保君

ただいまご指摘のありました工事の発注先のお話ですが、業種のほう、とび・土工を持っている業者ということで、建設の会社がほとんど持っています。それ以外には解体だけの業者もとび・土工というのは持っております。

そういったところの中で産廃の処理のほうもできる業者のほうで選択を予定しております。すべてがやれるところというところで。解体から産廃の……

(「全部やれるところですか」の声あり)

はい。一括でやれるというところで予定をしております。

それから、もう一点言われた樹木の関係ですが、提案で指定させていただきました樹木のほうも低木のほうで、余りお金のかからないところでやりたいというふうに予定をしております。高木のほうは一切手をつけません。低い木、小さい木だけでやらせていただこうというふうに見ておりますので、よろしくお願ひします。

(「はい、わかりました」の声あり)

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

(午後 2時38分)